

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第88号
2011年12月1日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川務会計事務所
株布川計算センター
編集責任者 高橋毅志

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました

第2課 岡田 勝

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、前期末の雇用者数より当期末の雇用者数が5人以上(中小企業者等については2人以上)、かつ10%以上増加しているなど一定の要件を満たしている場合に、増加人数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。ただし当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)が限度額となります。(個人事業者は平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年)

●税制優遇制度の対象となる事業主の要件

1. 青色申告書を提出する事業主であること
2. 前期(前年)及び当期(当年)に事業主都合による離職者がいないこと
3. 当期(当年)の雇用者の数が5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
4. 当期(当年)における給与等の支給額 \geq 前期(前年)の給与等の支給額+前期(前年)の給与支給額 \times 雇用増加割合 \times 30%
5. 風俗営業等を営む事業主でないこと

●この優遇制度の適用を受けるための手続き

1. 事業年度開始後2ヶ月以内に目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画書をハローワークに提出すること
2. 事業年度終了後2ヶ月以内(個人事業者は3月15日まで)に雇用促進計画の達成状況をハローワークで確認すること。
3. 上記2において確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書に添付すること

なお、ハローワークとの雇用促進計画達成確認の手続きには、確認から確認を受けた雇用促進計画書の返送まで約2週間(4~5月は1か月程度)かかるものとみられますので、確定申告に間に合うようご注意ください。

年末調整の時期になりました!!

1. 昨年と比べて変わった点は次のとおりです。

第2課 木村 威夫

- (ア) 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。(子供手当の関係) 扶養控除申告書には、16歳未満であっても記載してください。(用紙の一番下)
- (イ) 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円・特定扶養)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

2. 注意事項(例年同様)

- (ア) 扶養になれる方は、給与が年間103万円以下の方です。年金だけの場合は158万円以下です。(65歳未満の方は108万円)
- (イ) 平成23年中に亡くなった方は、23年分の扶養にいられます。
- (ウ) 奥さん(夫)の収入見込みを書いてください。(パート等) 年間103万円を超えると扶養にはなりません。141万円未満であれば特別控除が受けられます。
- (エ) 保険料控除証明書・国民年金の支払証明書・国民健康保険の年間支払額、は例年通りです。
- (オ) 平成23年中途入社の方は、前の会社から源泉徴収票の交付を受けてください。

次期経営計画の策定を実施しました

第4課 根本 卓之



中央:山中社長、左側:奥様、右側:根本

今回ご参加頂きましたのは、つくば市横町で22年間、測量設計業を営んでおられます(株)ユニバーサル技研社長 山中秀明さんと、奥様のすみ江さんです。今回が初めての次期経営計画の策定となりました。内容は前期決算内容の説明と当期の目標値の検討並びに問題点等について話し合いました。

【社長さんからのコメント】

東日本大震災後の大変不安定な時期に、初めて次期経営計画相談に参加しました。担当者の方が解りやすく説明して下さいました。売上が目標額を達成出来るように努力しなければと、改めて身の引き締まる思いがしました。

【担当者から一言】次期経営計画で策定した利益目標の達成のため、計数の面からサポートが出来るよう努力していきたいと思えます。

職員紹介 28

氏名:宮本 実 入所年月日:昭和53年4月 所属課:第2課



気が付きましたら三十有余年当事務所に勤務しておりました。勤務期間は長いのですが、年齢相応の経験を豊富に積んだとは言えません。これからも皆様のお役に立てるよう精進したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔上司の一言〕

監査2課の課長です。豊富な経験と、深い知識力で2課の職員だけではなく事務所全体の職員の指導にあたってもらっています。今後も共に業務品質の向上に更なる努力を続けていきましょう。

(所長代理 殿岡勝夫)

編集後記

今回は、雇用促進税制の創設についてと年末調整における変更点と注意点を掲載しました。年末調整の時期が近づいて参りました。税務署からも関係書類が郵送されてきていることと思います。早めの準備をお願い致します。

(高橋 毅志)